

0歳から18歳
が対象



現物給付方式に対応した 受給資格証について



現在0歳から15歳年度末(中学生)までの福祉医療費助成制度は、福祉医療費の対象となる医療費(保険適用分)を窓口で負担せず、その場で助成を受ける現物給付方式ですが、令和7年9月1日の診療分からは、0歳から18歳年度末(高校生相当)までに対象年齢を拡大します。

～現物給付となるための一定条件～

★1:対象者

伊勢市内に住所を有する

0歳から18歳到達年度末までのこども

(4月1日生まれの人は18歳の誕生日の前日まで)

★2:対象となる福祉医療費

「こども」・「一人親」・「障がい者」の
福祉医療費受給資格対象者

★3:対象の医療費

入院・通院時の保険診療の自己負担相当額

※国民健康保険に加入されている人の
入院時等は限度額適用認定証の
提示も併せて必要

★4:県内の医療機関等で保険診療

三重県内の医療機関(医科、歯科、調剤、訪問
看護)

※接骨院や鍼灸院(柔整)は対象外。これまでどおり、
一旦窓口負担をお願いします。(償還払い方式)

～現物給付方式での医療機関のかかり方～

- ・受給資格証(2色の証)
(受診する度必ず提示)
- ・保険証またはマイナンバーカード
- ・限度額適用認定証(入院等高額
時のみ)

医療機関等の
窓口で提示

窓口負担なし



裏面も必ず
お読みください

伊勢市福祉医療費 受給資格証 〇〇〇〇〇		伊勢市福祉医療費 受給資格証 〇〇〇〇〇 現物給付対応医療機関 のみ有効	
番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	番号	81240038
氏名 伊勢 太郎		氏名 伊勢 太郎	
住所 伊勢市岩瀬1丁目7番29号		住所 伊勢市岩瀬1丁目7番29号	
保護者等氏名	伊勢 次郎	交付年月日	平成30年9月1日
有効期間	平成30年9月1日 平成31年8月31日まで	交付者氏名	伊勢 市長 【公印】
交付年月日	平成30年9月1日	伊勢市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。 万が一使用した場合は、伊勢市への返金が発生しますので、 証は速やかに返却してください。 ※医療機関等の窓口で、医療保険証等とともに提示してください。	
発行機関名	伊勢 市長 【公印】		

左:償還払い用(窓口負担あり) 右:現物給付用(窓口負担なし)

三重県内の医療機関で現物給
付を受けられない場合に提示

幼稚園・保育園または学校下(登下校中を含む)でけがをした場合などは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度が優先となりますので、福祉医療費助成は受けられません。

受給資格証を提示せず、医療機関等の窓口で医療費をお支払いください。

※誤って受給資格証を提示した場合は、後日医療費を請求させていただくことがあります。

◇◇◇ お問い合わせ ◇◇◇

●受診する度に必ず「現物給付」の記載のある受給資格証を医療機関等の窓口で提示してください。

※提示がない場合は、これまでどおり医療機関等の窓口で一旦医療費を負担していただきます。(償還払い方式)

●市を転出する等の理由により、受給資格を喪失した人は、受給資格証は使えませんので、速やかに資格証を本庁医療保険課・各総合支所生活福祉課・各支所の窓口にてご返却ください。

※資格喪失後に「現物給付方式」で助成を受けた場合は、市に返金していただきます。

●適正な受診にご協力ください。医療費助成制度は、市民の皆様からの大切な税金で実施しています。今後も安定した制度運営を行うために、適正な受診にご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

伊勢市役所 医療保険課福祉医療係

TEL:0596-21-5554(直通)